

オンラインの方法による委員会出席の流れ

- ・委員長が、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めた場合は、オンラインの方法にて出席できる旨を委員に通知する。

※委員長、副委員長は円滑な議事運営のため、委員会室に参集しなければならない。







- ・オンラインの方法で出席することを希望する委員は、委員会開催日前日の正午までに、委員会オンライン出席届を議会事務局へ提出する。

※期日までに申請することができなかつたやむを得ない事情があり、当該事情について委員長が認めた場合はこの限りではない。

- ・届出のあった委員へ、WEB会議システムへのアクセスURLを事務局よりメール又はLINEWORKSを用いて通知する。

- ① 前日確認 委員会開催日前日の夕方までに議会事務局との間で通信環境の確認を行う。必要がなければ省略可。
- ② 当日確認 委員会当日開始時刻30分前までに議会事務局との間で通信環境の確認を行う。省略不可。

※前日確認用に通知するWEB会議システムへのアクセスURLは当日のものとは異なるので注意。

	事務局	委員
	委員長の判断によりオンラインによる方法にて参加できることを通知	
委員会開催日前日の正午まで		様式にて委員長へ届出
委員会開催日前日の夕方まで	確認用のWEB会議システムのURLをメールにて送信	
		議会事務局との間で通信環境の確認
委員会当日開始時刻1時間前まで	本番用のWEB会議システムのURLをメールにて送信	
委員会当日開始時刻30分前まで		議会事務局との間で通信環境の確認